

令和7年度グローバル・オープンイノベーション創出支援業務委託仕様書

1 背景および目的

滋賀県では、水環境関連の産業・研究機関の集積や、これまでの琵琶湖での水環境保全の取組を活かした水環境ビジネスの展開を図るため、平成25年3月に「しが水環境ビジネス推進フォーラム（以下、「フォーラム」という。）」を設立し、マッチングなどの取組を通じてフォーラム構成企業・団体の海外展開を支援してきた。

こうした中で、フォーラム構成企業・団体のさらなる海外展開のためには、変化する世界や時代の流れを踏まえた新たな産業の創出や事業展開等が期待されるものと考えられ、水環境だけではない社会的な課題の解決に向けたフォーラム構成企業・団体の新たなチャレンジを支援していく必要があるものと思料される。

そこで、本業務ではフォーラム構成企業・団体である県内事業者（以下、「支援対象企業」という。）が海外のベンチャー企業等との連携によって海外の活力を取り込み新たな事業創出がなされるよう、その伴走支援を行い環境分野でのオープンイノベーションを創出することにより、もって県内企業の事業拡大や海外進出の促進を図っていく。

2 業 務 名

令和7年度グローバル・オープンイノベーション創出支援業務

3 業務実施期間

契約締結日から令和8年（2026年）年3月13日まで

4 業 務 の 内 容

(1) 実証プロジェクトの創出に向けたプログラムの運営

支援対象企業が、海外のベンチャー企業、中小企業、大企業、大学等（以下、「海外のベンチャー企業等」という。）との連携を通じて、国内外で新たなビジネスの可能性を検討し、事業化に向けた具体的な取組を実施するため、その実証プロジェクトを3件以上設計すること。

ア 支援対象企業の募集

支援対象企業が本プログラムに参加できるように、効果的に周知を行い、本業務における支援対象企業を募集すること。この募集は令和8年（2026年）年2月13日まで行うこととする。支援対象企業は県内事業者とし、その規模や創業からの年数などは問わない。また、支援対象が支援開始時点で環境関連の事業に携わっている必要は無い。ただし、以下イ、ウの支援を開始する時点で支援対象企業がフォーラムに入会していることを要する。

イ 支援対象企業への海外のベンチャー企業等との連携による新事業提案

上記アにより募集を行った支援対象企業に対して、個別面談、具体的な海外のベンチャー企業等との連携による成功事例の紹介や海外のベンチャー企業等のニーズと各支援対象企業の強みを踏まえた海外のベンチャー企業等のリストアップ、およびマッチングによって支援対象企業に対し新たな事業展開を提案すること。

ウ 実証プロジェクトの設計と仕様書の策定

海外のベンチャー企業等との面談機会の設定やメンター等によるハンズオン支援、海外渡航へのアテンドにより、支援対象企業と海外のベンチャー企業等との関係構築を支援し、支援対象企業と海外のベンチャー企業等が連携して行う実証プロジェクトの組成およびブラッシュアップを行うこと。

なお、この実証プロジェクトは環境に関わる社会的課題の解決につながるものであること。

また、受託者は支援対象企業の海外渡航にかかる旅費を負担する必要はない。

受託者は、ブラッシュアップした実証プロジェクトの内容を基に、支援対象企業と海外のベンチャー企業等が継続して取り組むことが可能と想定される実証プロジェクトの設計仕様書を3件以上策定し、県および各支援対象企業に提供する。

設計仕様書の項目例：解決すべき現地課題、ビジネスモデルの全体像、実証プロジェクトの目的、実施体制、スケジュール、取組内容、資金計画

(2) その他付帯業務および追加提案

以下ア、イおよびその他(1)の業務を円滑に実施するにあたり必要となる付帯業務を実施すること。また、創意工夫により予算の範囲内で受託者が提案した追加の業務を実施すること。

ア 前月の活動報告、翌月以降の活動計画について、各月1回以上調査状況の進捗について資料（様式任意）を基に報告するとともに、定期的に県との打合せを実施して活動内容を共有すること。

イ 支援対象企業と海外のベンチャー企業等が参加する打合せに際しては、打合せ時の通訳、協議事項の整理等、必要に応じて支援対象企業をサポートすること。

5 成 果 物

当業務に係る成果物については、委託業務完了時に以下の項目を含む業務完了報告書および関連情報を電子データにて提出すること。

- ・業務の結果概要（業務の実施日時、場所、参加者、各支援対象企業等との打合わせ結果、県との打ち合わせの状況等の仕様に定める事項の結果にかかる概要）
- ・実証プロジェクトの設計仕様書（3件以上）
- ・支援対象企業が実証プロジェクトを実施していくための参考情報
- ・本業務全体での課題と次年度以降の当該業務に関する提案
- ・その他、県が指定する情報

6 留 意 事 項

- (1) 県は、本業務の遂行に当たり、滋賀県内外の企業に係る必要な情報を可能な限り貸与する。
- (2) 本業務の遂行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。なお、委託業務終了後においても同様とする。
- (3) 本仕様書に明示されていない事項であっても、業務の性格上必要と認められる事項については、双方協議の上、受託者負担で実施すること。
- (4) 本業務に係る経理を明らかにするために、受託者は他の経理と区別して会計帳簿および証拠書類を整備するものとし、全ての証拠書類は本業務終了後、翌年度4月1日から起算して5年間保存しなければならない